

令和7年度 市民税・県民税、所得税申告相談開催日程

対象地区以外でも申告相談できますので、都合の良い会場にお越しください。
定額減税および給付金についての質問などには対応できませんので、ご了承ください。

【受付時間：午前9時～午後3時】※2月23日(日)は午前9時～正午

期 日	曜 日	会 場	対 象 地 区 (参考)	混雑予想
2月12日	水	総合福祉会館 「やすらぎの里」 第3研修室	須加、酒巻、下中条	大混雑 ■■■■■
13日	木		犬塚、馬見塚、中江袋、北河原	混雑 ■■■■□
14日	金		南河原	混雑 ■■■■□
18日	火	「行田グリーン アリーナ」 2階 研修室	斎条、皿尾、和田、荒木	大混雑 ■■■■■
19日	水		上池守、下池守、中里、小見、白川戸	混雑 ■■■■□
20日	木		大字谷郷、谷郷1～3丁目	大混雑 ■■■■■
21日	金		若小玉、桜町1～3丁目、富士見町1・2丁目	混雑 ■■■■□
23日	日		全地区対象 ※午前9時～正午	大混雑 ■■■■■
27日	木	中央公民館 （「みらい」内） 第1・2学習室	清水町、城西1～5丁目、城南	大混雑 ■■■■■
28日	金		大字佐間、佐間1～3丁目	混雑 ■■■■□

期 日	曜 日	会 場	対 象 地 区 (参考)	混雑予想
3月 4日	火	中央公民館 （「みらい」内） 第1・2学習室	駒形1・2丁目、関根、渡柳、利田、藤間	混雑 ■■■■□
5日	水		前谷、野、大字埼玉	大混雑 ■■■■■
6日	木		小針、下忍、樋上	混雑 ■■■■□
7日	金	商工センター	堤根、下須戸、真名板	混雑 ■■■■□
11日	火		押上町、棚田1～3丁目、忍1・2丁目、大字忍、栄町、緑町	大混雑 ■■■■■
12日	水		中央、西新町、持田1～3丁目、門井町1～3丁目	大混雑 ■■■■■
13日	木		持田4・5丁目、藤原町1～3丁目、旭町、向町、本丸	混雑 ■■■■□
14日	金		矢場1・2丁目、大字長野、長野1～5丁目、行田、小敷田	大混雑 ■■■■■
17日	月		大字持田、天満、宮本、杵里山町、深水町	混雑 ■■■■□

受付開始～午前中は混み合います。時間には余裕をもってお越しください。

受け付けできない申告

次のような申告は、市の申告相談ではお受けできませんので、行田税務署にご相談ください。

- ・消費税や贈与税に関する申告
- ・配当所得・一時所得に関する申告
- ・株式や土地の譲渡に関する申告(収用を含む)
- ・繰越損失に関する申告
- ・青色申告
- ・先物取引に関する申告
- ・住宅ローン控除に関する初年度申告
- ・予定納税のある申告

- ・過去(令和5年分以前)の申告
 - ・亡くなられた方の申告
 - ・国外居住親族に係る各種控除を受けようとする方の申告
- ※上記以外の申告でも、内容によっては税務署にご案内する場合があります。

2月17日から令和6年分の確定申告が始まります

行田税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を同税務署1階事務室に開設します。期間は土・日曜日、祝日を除いた2月17日(月)から3月17日(月)までです。

なお、確定申告にはスマートフォン・パソコンから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用し自宅などから確定申告ができるe-Taxが便利です。その際、「マイナポータル連携」を利用すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、医療費やふるさと納税などの情報を1件ずつ入力する必要はなく、書類の提出や保存も不要となります。また、給与所得(源泉徴収票がe-Taxで提出されている場合)や公的年金等の源泉徴収票の情報なども自動入力の対象になります。マイナポータル連携を利用する場合は事前準備が必要となりますので、早めの準備をお願いします。

- ▶相談受付 午前8時30分～午後4時(午前9時から相談開始)
※確定申告会場への入場には、国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した「入場整理券」が必要です。

- ▶開庁日の相談 3月2日(日)に限り、熊谷税務署(熊谷市仲町41)で申告相談を行います。行田税務署での業務は行っていませんのでご注意ください。
- ▶注意事項
- ・確定申告会場は、原則マイナンバーカード方式によるスマートフォンを利用した申告の相談のみを行っています。
 - ・マイナンバーカードと併せてパスワード(①英数字6～16桁②数字4桁)が分かるように準備をしてください。
- ▶そ の 他 1月6日(月)～2月14日(金)に、行田税務署で所得税、個人消費税、贈与税の申告相談を希望される方は、必ず相談日時を電話予約してください。
- ▶予約・問い合わせ 行田税務署 ☎556—2123 (直通)



確定申告書等
作成コーナー



マイナポータル
連携



国税庁LINE公式
アカウント

令和7年度 市民税・県民税、所得税 申告相談

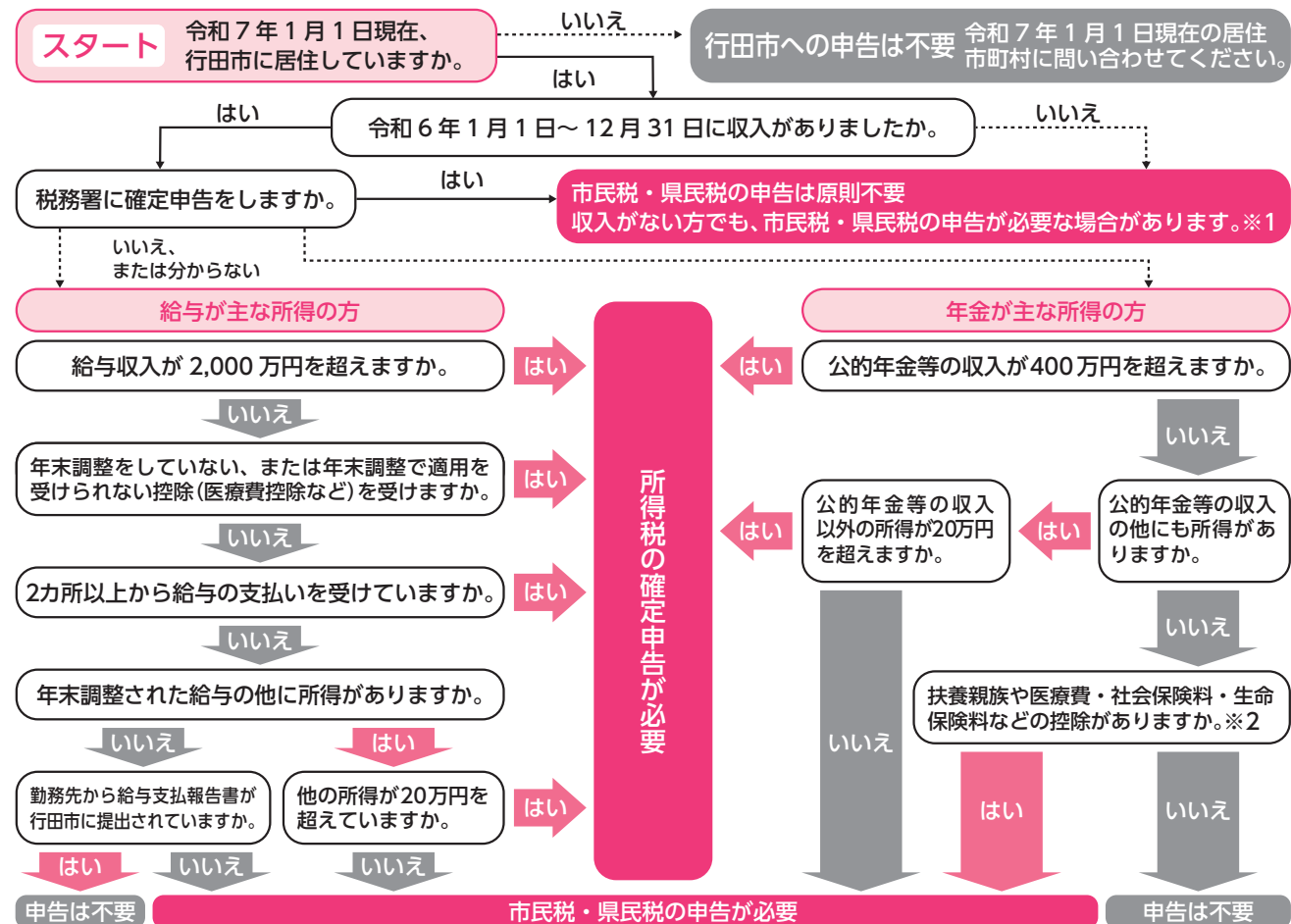
市民税・県民税の申告は、前年1年間の所得に対する税額を適正に算出するための課税資料として、申告書を提出していただくものです。

申告相談期間は
2月12日(水)～3月17日(月)

4つのお願い

1. 税務署から送付された確定申告に関する書類がある方は、その書類(「確定申告のお知らせ」はがきや確定申告書類など)を必ずお持ちください。
2. 例年、税務署で申告相談をされている方は、後日のトラブルを避けるため、引き続き税務署での申告をお願いします。
3. 申告相談実施期間中は、市役所税務課窓口での申告相談は受け付けていませんので、各会場へお越しください。
4. 風邪症状のある方、体調のすぐれない方は来場をお控えください。

市民税・県民税の申告が必要な方



※1 所得のない方でも、国民健康保険・後期高齢者医療保険などの各種手続きで申告が必要な方や税証明書を必要とする方は、市民税・県民税の申告が必要となります。

※2 確定申告が不要な方でも、公的年金等から所得税が源泉徴収されている場合は、確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

申告会場に行く前に

- 事業所得(営業・農業)、不動産所得がある方は、収入と経費を計算した収支内訳書を作成してください。
- 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書を作成してください。
- ※収支内訳書・医療費控除の明細書が完成していないと申告相談を受けられません。

▶所得税の確定申告についての問い合わせ

行田税務署 ☎556—2123 (直通)

▶市民税・県民税の申告についての問い合わせ

同課市民税担当(内線231)

お持ちいただくもの

- ①収支計算の分かる書類(事業・不動産収入)
- ②源泉徴収票(原本)※会社などにお勤めの方や、公的年金等を受給されている方
- ③各種控除証明書(生命保険料控除証明書、寄附金受領証など)
- ④医療費控除の明細書
- ⑤その他必要な証明書類
- ⑥本人確認書類(運転免許証など)
- ⑦マイナンバーカードまたは通知カード
- ⑧口座番号が分かるもの(税金の還付がある場合)
- ⑨税務署からの「確定申告のお知らせ」はがきや確定申告書類(お持ちの方)
- ⑩室内履き(行田グリーンアリーナの場合)